

茨城県：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者向け融資のご案内

ご利用できる融資制度の概要

資金名	新型コロナウイルス感染症 対策融資	中小企業事業継続 応援貸付金	パワーアップ融資	
対象者 要件	<ul style="list-style-type: none"> 県内に事業所を有する中小企業者 次のいずれかに該当 売上高等が前年同期比で ①5%以上減少※1 (セーフティネット保証5号利用) ②15%以上減少 (危機関連保証利用) ③20%以上減少 (セーフティネット保証4号利用) 	<ul style="list-style-type: none"> 県内に事業所を有する中小企業者 次のいずれにも該当 1 売上高等が前年同期と比べ50%以上減少 2 公的融資制度や民間金融機関による融資を受けられなかったこと 	<ul style="list-style-type: none"> 県内に事業所を有する中小企業者 次のいずれかに該当 売上高等が前年同期比で ①5%以上減少※1 (セーフティネット保証5号利用) ②20%以上減少 (セーフティネット保証4号利用) 	<ul style="list-style-type: none"> 県内に事業所を有する中小企業者 売上高等が前年同期比で15%以上減少 (危機関連保証利用)
市町村発行の認定書	必要		必要	必要
融資限度額	設備・運転・併用 : 8,000万円	運転資金 : 200万円	運転資金 : 5,000万円	設備・運転・併用 : 5,000万円
融資期間	設備・運転・併用 : 10年 (据置5年)	10年 (据置5年)	7年 (据置2年)	設備: 10年 (据置3年) 運転・併用: 7年 (据置2年)
融資利率	年 1.3%~1.6%	無利子	年 1.3%~1.5%	年 1.3%~1.6%
利子補給	当初3年間、融資額3,000万円を上限に利子補給により実質ゼロ(要件あり※2)		当初3年間 10/10 を県が補給	
信用保証料	年 0.70%~0.85%		年 0.70%	
保証料補助	融資額 3,000万円を上限に国による補助により実質ゼロ(要件あり※2)		上記保証料の 5/10 を県が補助	
その他	保証付既存融資について本制度への借換え可能			

※1 国が指定する業種が対象となります。

詳しくは中小企業庁 HP ▶ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

※2 保証料補助・利子補給の適用要件

- ① 個人事業主かつ小規模事業者で売上減少5%以上 : 保証料補助 10/10, 利子補給 10/10
- ② 上記を除く中小企業者で売上減少15%以上 : 保証料補助 10/10, 利子補給 10/10
- ③ 上記を除く中小企業者で売上減少5%以上 15%未満 : 保証料補助 5/10

◇ 申込窓口 : お近くの金融機関まで

◆ お問い合わせ : ひたちなか商工会議所 本所 ☎ 273-1371 那珂湊支所 ☎ 263-7811